

## 指定給水装置工事事業者の変更届等について

1. 水道法25条の7及び水道法施行規則第34条の規定に基づく、変更届出書は当該変更のあった日から30日以内に提出しなければなりません。

〔提出書類〕

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書【様式第10（第34条関係）】

誓約書【様式第2（第18条及び第34条関係）】（必要に応じて：下記添付書類参照）

（変更届出書の添付書類）

変更事項	法人	個人
氏名又は名称	登記簿謄本	住民票又は外国人登録証明書
住所及び所在地	登記簿謄本 事務所の位置図 // の外観写真 // の事務室写真	住民票又は外国人登録証明書 事務所の位置図 // の外観写真 // の事務室写真
代表者の氏名	登記簿謄本、誓約書	—
役員の氏名	登記簿謄本、誓約書	—

## 2. その他届出の必要項目

(1). 水道法第25条の4第2項及び施行規則第21条に基づく、

「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」 【様式第3（第22条関係）】

免状の写し及び、本人の健康保険証の写しを添付してください。

※ 選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければなりません。

また、選任した給水装置工事主任技術者が事業所（会社）を退職した場合には、解任届出書を提出しなければなりません。

(2). 水道法第25条の7第2項及び施行規則第35条に基づく、

「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」

※ 事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に届けなければなりません。

なお、交付を受けている「指定給水装置工事事業者証」については、届出書と同時に返納してください。